

# 自然保護活動推進員の役割について

## 1. 保護対象野生生物の監視、助言

### Q1 「保護対象野生生物」とは？

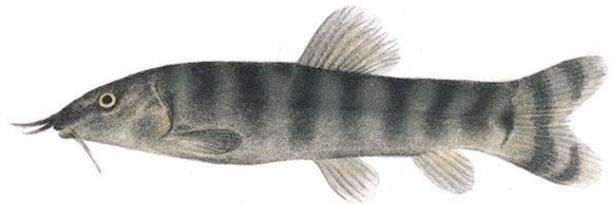
A1 「保護対象野生生物」は、市内で、法律や条例で保護対象になっている野生生物のことです。代表的な対象生物4種類を下に示します。このうち、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、ミズアオイについては、許可無く捕獲・採取や譲り渡しなどを行う違反者に対して罰則が定められています。これらの野生生物の保護について、地域の方に関心を高めてもらうことで、法令に反する行為の防止にも効果があると考えています。

#### ●スイゲンゼニタナゴ



□種の保存法 国内希少野生動植物種

#### ●アユモドキ



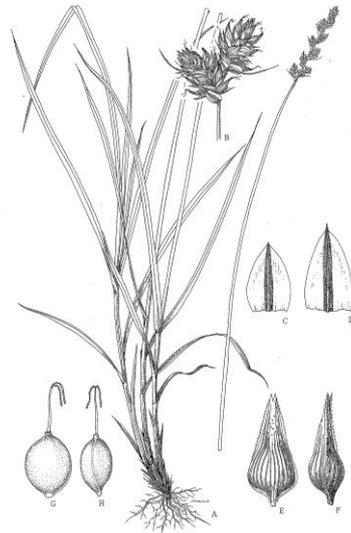
□文化財保護法 国指定天然記念物  
□種の保存法 国内希少野生動植物種

#### ●ミズアオイ



□岡山県希少野生動植物保護条例  
指定希少野生動植物

#### ●キビノミノボロスゲ



□市文化財保護条例 市指定天然記念物

**Q 2 捕獲や採取など不審な行為を目撃した場合は？**

A 2 推進員には、警察のような逮捕や捜査など強制的に行方を止めさせる権限はありません。不審な行為をしている者に、例えば、「アユモドキの捕獲をしてはいけないのを知っているか」と尋ねるなど注意を促していただくのは結構ですが無理はしないで下さい。

不審な行為、気になる行為がありましたら、まず、自然保護係へ連絡してください。自然保護係への連絡が取れないなど緊急を要する場合は、最寄りの交番に相談してください。

また、腕章をつけてパトロールいただくだけでも抑止効果があると考えています。

**Q 3 子どもの水遊びや地域の通常の維持管理も規制されるのか？**

A 3 地域の子どもの遊びや、地域の通常の維持管理活動は規制の対象ではありません。利用と保全のバランスに配慮した助言をお願いします。

**Q 4 生息地や生育地の異常とは？**

A 4 事業活動や事故、気象条件による環境の変化など色々なことが想定されます。野生生物の生息・生育地に、日頃とは違う事柄がおこって問題を感じたら、自然保護係へ連絡してください。

**2. 生物多様性の保全を図る上で支障をきたす行為等の把握**

**Q 5 どのような事柄を把握すればいいのか？**

A 5 特に決まりはありませんが、例えば、保護対象野生生物の場合は、その生息・生育地の環境の変化や、捕獲・採取の有無が中心になると思います。例えば、ホタルの生息地の環境の変化や、ホタルの発生数などを把握いただき、何か気になることがありましたら、自然保護係へ連絡、相談してください。

**Q 6 法律や条例で指定されていない野生生物で問題があると思った場合は？**

A 6 絶滅のおそれのある野生生物や地域で大切にしているホタルなどがむやみに持ち去られることに心を痛める場合があると思います。前記の4種以外は、法令での取り締まりはできません。他人の土地を荒らす、地域で大切にしている野生生物を根こそぎ採るなど明らかに問題がある行為に対しては、何らかの注意も必要かと思います。自然保護係に連絡、相談してください。地域の意向や行為の程度によって個別に対策を考えてまいります。

**Q 7 連絡や報告の方法は？**

A 7 電話、FAX、電子メール、郵便、来庁どのような手段でも結構です。報告の書式も自由です。

### 3. 保護対象野生生物の分布など、自然環境状況の把握

#### Q 8 野生生物の分布の把握とは？

A 8 推進員の皆さんが関心をお持ちのそれぞれの分野以外では、岡山市内で行われる各種調査の際に協力いただく場合があると思います。例えば、ホタルの分布調査、絶滅のおそれのある野生生物の調査、今後、市で保護の対象にする野生生物や地域の調査などです。調査のご協力を依頼する際には、別途ご相談させていただきます。

### 4. その他

#### Q 9 必要な用具の貸与とは？

A 9 皆様共通の用具として、腕章を用意しています。また、推進員以外の方と一緒にパトロールや調査を行う際に活用する腕章を用意していますので、必要な方は自然保護係へ必要枚数を教えて下さい。また、保護看板の設置などを各地域で行っています。その他の用具については皆様のご意見をお聞きかせいただいで決めていきたいと考えています。

#### Q10 活動報告とは？

A10 毎年一回（各年度末を想定）お気づきになられた点を簡単に報告ください。別紙報告書様式をご使用ください。逐次ご報告いただいた方については、その報告で結構です。

#### Q11 情報交換とは？

A11 推進員の方には、年に一回程度、お互いで情報交換ができる機会を設けます。また、必要に応じ、岡山県自然保護推進員、大学等の研究者、その他市民の方なども含めて情報交換できる機会を設けてまいります。推進員の皆様からも何かありましたら情報提供をお願いします。

令和2年度はコロナウイルスへの感染防止の観点から中止しましたが、今後の実施については、社会情勢等を注視しながら検討していきます。

#### 岡山市環境局環境部環境保全課自然保護係

住 所： 〒700-8554 岡山市北区大供一丁目 2-3（市役所分庁舎 6 階）

電 話： 086-803-1284

ファクス： 086-803-1887

メー ル： kankyohozen@city.okayama.lg.jp

U R L： <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000027466.html>

FAX 086-803-1887 若しくは  kankyouhozen@city.okayama.lg.jp  
岡山市環境保全課自然保護係 行き

## 活 動 報 告 書

年 月 日

|                   |     |     |
|-------------------|-----|-----|
| 保護対象の<br>野生生物種    |     |     |
| 場 所               |     |     |
| 報<br>告            | 日 時 | 内 容 |
|                   |     |     |
| 提案、要望等            |     |     |
| 報告書作成者の<br>氏名、連絡先 |     |     |